

# ◇ 介護予防・日常生活支援総合事業

## 総合事業とは

総合事業は、住み慣れた地域でいつまでも元気で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の日常生活の支援（介護予防・生活支援サービス事業）と介護予防事業（26、27 ページ）の二つからなる制度です。

ご自身の持つ能力を最大限に活かしながら、一人ひとりの状態にあったサービスを利用したり、要介護状態となることを予防するために、自立へ向けた自分自身の目標を定め、その達成に向けて積極的に健康づくりに取り組むことができます。

総合事業のサービスに関するお問い合わせ先 **高齢者支援課 介護予防グループ 25-3149**

## 介護予防・生活支援サービスを利用するには

要介護（要支援）認定を受けて要支援1・2に該当するか、基本チェックリストを受けて事業対象者となる必要があります。

まずは、お住まいの地域を担当する高齢者相談室（地域包括支援センター）（35 ページ）か、介護保険課へお問い合わせください。

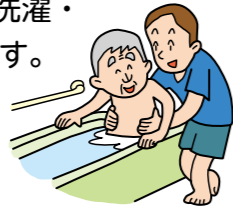
総合事業の申請に関するお問い合わせ先 **介護保険課 介護認定グループ 25-3175**

## 介護予防・生活支援サービス

### 【訪問型サービス】

#### 1 総合事業ホームヘルプサービス (介護予防訪問介護相当のサービス)

ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、入浴・食事などの介護や、調理・洗濯・掃除などの家事を援助します。



利用できる人	事業対象者 要支援1・2		
	週1回程度	週2回程度	週2回を超える程度
1割負担	1,176円	2,349円	3,727円
2割負担	2,352円	4,698円	7,454円
3割負担	3,528円	7,047円	11,181円

※加算により自己負担額が変動することがあります。

#### 2 生活支援ホームヘルプサービス (基準緩和によるサービス)

ホームヘルパーなど（一定の研修を修了した従事者）が家庭を訪問し、調理・洗濯・掃除などの家事を援助します。

※身体介護は行いません。



利用できる人	事業対象者 要支援1・2	
	所要時間 20分以上 45分未満	45分以上
1割負担	179円	225円
2割負担	358円	450円
3割負担	537円	675円

※加算により自己負担額が変動することがあります。

#### 3 短期集中訪問サービス

リハビリテーション専門職が、家庭を訪問し、利用者の状態に応じた助言を行うなど、自立にむけた、サポートを行います。

#### 4 支え合いホームヘルプサービス (住民主体によるサービス)

ボランティア団体などが、軽微な生活援助などを行います。サービス内容や利用料金は、実施団体ごとに異なります。

※サービスの例：草取り、家具や家電の移動、話し相手、電球交換 など



### 【通所型サービス】

#### 5 総合事業デイサービス (介護予防通所介護相当のサービス)

施設に通いながら、入浴や食事などの日常生活のお世話や機能訓練などを受けます。



送迎 あり  
利用料

※1ヶ月あたりのめやす

利用できる人	事業対象者 要支援1	要支援2	事業対象者 要支援2
	週1回程度		
1割負担	1,798円	1,811円	3,621円
2割負担	3,596円	3,622円	7,242円
3割負担	5,394円	5,433円	10,863円

※食費、日常生活費が別途必要になります。  
※加算により自己負担額が変動することがあります。

#### 6 運動型デイサービス (緩和基準によるサービス)

楽しく体力づくり教室…呉市と契約する民間スポーツ施設で気軽に体力づくりに取り組むことができます。

利用料	
30分	50円/1回あたり
60分	100円/1回あたり

#### 7 短期集中通所サービス

通所リハビリテーション施設などで、専門家が利用者の状態に合わせた個別プログラムを組み、リハビリテーションを行います。